# 震災等代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書

(+ 7	~	<b>4</b> +	÷ <b>⊟</b>						+	Л	Н
(b) (	(先) 宇都	呂巾	1女								
						住所 (所在)					
					告者	氏名(名称)					
						電子采旦					
						電話番号 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —					
個人又は法人番号											
地力	ī税法第 35	52 条	。 の3及び第7	702条	の4の2	の特例適用につ	いて、	次のとお	り申告しま	<b>:</b> す。	
幼虫乳	当美数去	住	所(所在)								
納税義務者 (所有者)		氏名 (名称)									
			名(名例)	被災資産の所有者との関係(□本人 □相続人 □同居する3親領						)親族 □	]その他)
1 代	<b>大替家屋の</b>	状沉	2								
				種類 床		面積(m²)	取得・改築年月日				
						ц <sub>1</sub> я (ш)	登記年月日				
代	宇都宮市							年	月	日	
替		屋番号: ]						年	月	日	
家	宇都宮市							年	月	日	
屋	〔家屋番号:			)				年	月	日	
	代替家屋の状況					<ul><li>□ 新築家屋の取得</li><li>□ 被災家屋の改築</li><li>□ その他(</li></ul>					
	〔共有名義	の場	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<del>}</del>							
	数災家屋の				,						
			住所(所在	E)							
	所有者	Í	氏名(名称	k)							
被	 所 在						種類	J.	床面積(㎡)		
災				< <del>+</del>	- H						
家口				【冢屋	番号:		)				
屋	屋 〔家屋番号: 〕										
	処分方法 □ 解体 □ 売却				□その他(					)	
1	「代替家」	屋」	とは、震災等	により	滅失又は	損壊した家屋に	代わる	ものとして	取得した家	 {屋,又	は当

2 「被災家屋」とは、震災等により滅失し、又は損壊した家屋をいう。

該損壊した家屋を改築した場合における当該家屋をいう。

### ◎特例内容と適用要件

震災等により滅失し、又は損壊した家屋(以下「被災家屋」という。)に代わるものとして、被災区域内に取得又は 改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

### 1 特例対象者

- (1)被災家屋の所有者(被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者)
- (2)被災家屋の所有者に相続が生じた場合の相続人
- (3)被災家屋の所有者の3親等内の親族で、代替家屋に当該被災家屋の所有者と同居する者
- (4)法人である被災家屋の所有者に合併が生じた場合の合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

### 2 対象家屋要件

- (1)被災家屋(次のいずれにも該当すること)
  - ・災害等により、半壊以上の被害判定を受けて解体撤去又は売却等の処分をしている家屋(窓ガラスや造作、屋根 材等の部分的な破損などの容易に修繕できるもの、壁面の軽微なひび割れや床下浸水等で、災害前の用途として 使用することに支障とならない程度のもの等、軽微なものは該当になりません。)
  - ・解体又は売却等により処分されていること(改築の場合を除く)
- (2)代替家屋(次のいずれにも該当すること)
  - ・被災家屋に代わるものとして、原則として被災家屋の所有者が取得又は被災家屋を改築したものであること
  - ・原則として、被災家屋と種類(用途)が同一のもので、代替家屋であると市長が認めたもの

# 3 取得・改築期間

震災等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に、被災家屋に代わるものとして取得又は改築したもの

### 4 特例の内容

被災家屋の床面積相当分に係る代替家屋の固定資産税及び都市計画税の税額について,取得又は改築の翌年度から4年度分に限り2分の1を減額。共有名義の場合は,持分に応じて面積按分により算定

# 【添付書類】

- ①被災家屋及び代替家屋の所有者の氏名(名称)及び住所(所在)を確認できる書類
  - ⇒被災年の属する年度の「課税資産明細書」等及び「住民票(写)」又は「商業登記簿謄本(写)」
- ②被災家屋が災害等により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類
  - ⇒「り(被)災証明書(写)」
- ③被災家屋の処分が確認できる書類
  - ⇒「解体契約書(写)」又は「売買契約書(写)」等
- ④被災家屋の処分が未了の場合
  - ⇒「代替家屋特例に係る被災家屋の処分についての申立書」

# 〈必要に応じて添付する書類〉

- ⑤代替家屋の所有者が被災家屋の所有者と異なる場合(同一の場合は不要)
  - ・被災家屋の所有者の相続人である場合
    - ⇒「戸籍謄本(写)」
  - ・被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族である場合
    - ⇒「戸籍謄本(写)」
  - ・被災家屋の所有者に合併が生じたときに、合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人又は被災資 産に係る事業を承継した分割承継法人の場合
    - ⇒「商業登記簿謄本(写)」
- ⑥課税台帳に未登録の被災家屋(災害等が発生した年の1月2日から,災害等が発生した日までの間に取得した場合等)については,災害等発生時に被災地に所在,所有したことを証する書類
  - ⇒「不動産登記簿謄本(写)」,「建築請負契約書(写)」,「売買契約書(写)」等
- ※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。
- ※必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。
- ※虚偽の申告があった場合は特例の適用を取り消すことがあります。
- ※被災家屋と代替家屋の所在が同じ宇都宮市内の場合は、「り(被)災証明書」、被災年の属する年度の「課税資産明細書」等、「解体契約書」又は「売買契約書」は不要です。